

鳥取労働局発表
令和7年1月31日(金)

担 当	職業安定部職業対策課長 三澤 正和
	職業安定部職業対策課外国人雇用対策担当官 濱田 由美
	TEL 0857-29-1708

鳥取労働局における「外国人雇用状況」届出状況の集計結果 (令和6年10月末時点)

～ 外国人労働者数、外国人を雇用する事業所数ともに過去最高～

鳥取労働局（局長 ひらかわ まさひろ 平川 雅浩）は、令和6年10月末時点の外国人雇用状況についての届出状況をとりとまとめましたので公表します。

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和6年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、県内で就労している外国人労働者全数とは必ずしも一致しません。

【届出状況におけるポイント】

- 鳥取県内の事業主から届出のあった外国人労働者数は **3,912 人で、前年同期比 386 人、10.9% の増加**となりました。
- 外国人を雇用する事業所数は 746 か所で、前年同期比 **27 か所、3.8% の増加**となりました。
- 産業別の事業所数は、**製造業が 183 か所（外国人雇用事業所全体の 24.5%）**と最も多く、次いで建設業が 103 か所（同 13.8%）、卸売業・小売業が 99 か所（同 13.3%）、であり、また、外国人労働者数では、**製造業が 1,828 人（外国人労働者全体の 46.7%）**と最も多く、次いで卸売業・小売業が 398 人（同 10.2%）、建設業が 340 人（同 8.7%）の順となりました。
- 事業所規模別による外国人雇用事業所数は、30 人未満の事業所が 418 か所（外国人雇用事業所全体の 56.0%）と半数以上を占め、小規模事業所での雇用傾向が強い状況にあります。
- 国籍別では、**ベトナムが最も多く 1,446 人（外国人労働者全体の 37.0%）**、次いでフィリピン 534 人（同 13.7%）、インドネシア 454 人（同 11.6%）、中国 367 人（同 9.4%）の順となりました。対前年伸び率で見ると、ミャンマー（139.8%）、インドネシア（125.4%）、フィリピン（118.4%）、は増加しましたが、一方で、中国（△9.4%）は減少傾向が続いています。
- 在留資格別では、「**技能実習**」が 1,971 人で、前年より 273 人増加し、前年同期比較では **16.1% の増加（外国人労働者全体の 50.4%）**となり、外国人労働者の半数以上を占めています。「**専門的・技術的分野の在留資格**」は 804 人で、前年より 110 人増加し、前年比 **15.9% の増加（同 20.6%）**となり、永住者や定住者など「**身分に基づく在留資格**」が 658 人で、前年より 1 人増加し、前年比 **0.2% の増加（同 16.8%）**となりました。

(参照条文)

労働施策総合推進法

(昭和四十一年七月二十一日法律第百三十二号)〔抄〕

(外国人雇用状況の届出等)

第二十八条 事業主は、新たに外国人を雇い入れた場合又はその雇用する外国人が離職した場合には、厚生労働省令で定めるところにより、その者の氏名、在留資格(出入国管理及び難民認定法第二条の二第一項に規定する在留資格をいう。次項において同じ。)、在留期間(同条第三項に規定する在留期間をいう。)その他厚生労働省令で定める事項について確認し、当該事項を厚生労働大臣に届け出なければならない。

労働施策総合推進法施行規則

(昭和四十一年七月二十一日労働省令第二十三号)〔抄〕

(外国人雇用状況の届出事項等)

第十条 法第二十八条第一項の厚生労働省令で定める事項は、新たに外国人を雇い入れた場合における届出にあつては次の各号(第五号を除く。)に掲げる事項と、その雇用する外国人が離職した場合における届出にあつては第一号から第三号まで、第五号及び第六号に掲げる事項とする。

一 生年月日

二 性別

三 国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法第二条第五号ロに規定する地域

四 出入国管理及び難民認定法第十九条第二項前段の許可(以下「資格外活動の許可」という。)を受けている者にあつては、当該許可を受けていること。

五 住所

六 雇入れ又は離職に係る事業所の名称及び所在地

七 賃金その他の雇用状況に関する事項

第十二条 外国人雇用状況届出は、新たに外国人を雇い入れた場合にあつては当該事実のあつた日の属する月の翌月十日までに、その雇用する外国人が離職した場合にあつては当該事実のあつた日の翌日から起算して十日以内に、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

2 被保険者でない外国人に係る外国人雇用状況届出は、前項の規定にかかわらず、当該外国人を雇い入れた日又は当該外国人が離職した日の属する月の翌月の末日までに、当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に提出することによって行わなければならない。

「外国人雇用状況」の届出状況まとめ

(令和6年10月末時点)

I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、すべての事業主に対して、外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けており、ハローワークは当該届出に基づいて、事業主に対する外国人労働者の雇用管理改善や再就職支援などの指導・助言等を行っている。

なお、届出対象となるのは、事業主に雇用される外国人労働者（特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の者を除く。）であり、数値は令和6年10月末時点で事業主からの届出（鳥取県内のハローワークに届け出されたもの）を集計したもので、県内で外国人を雇用している事業所数及び就労する外国人労働者数とは必ずしも一致しない。

今般、令和6年10月末時点の届出状況を取りまとめたので、公表するものである。

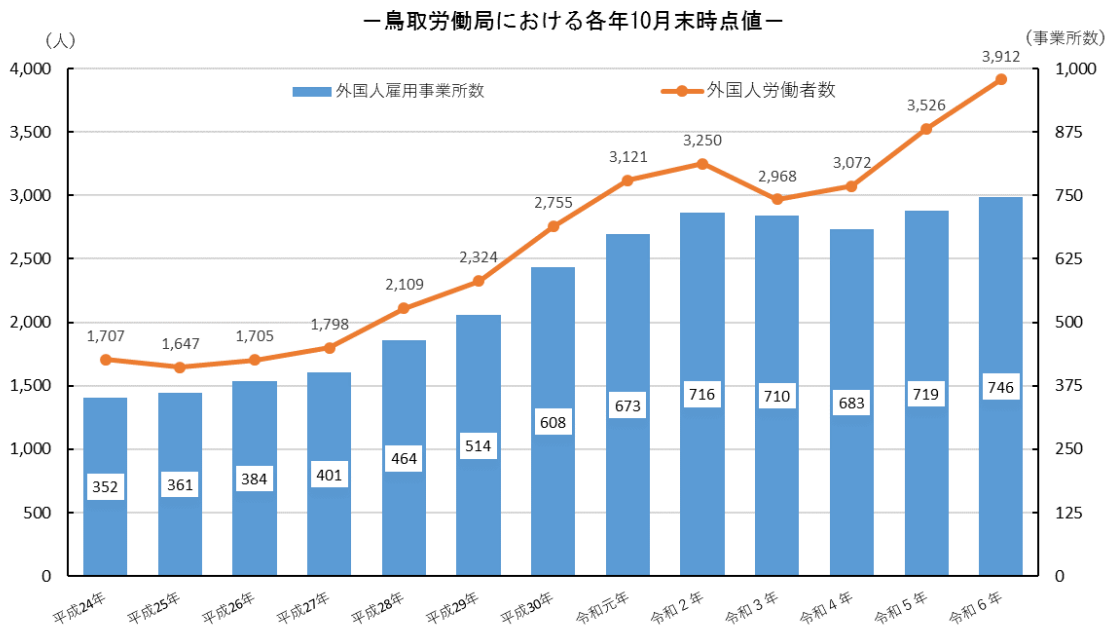
II 届出状況のまとめ

1 外国人を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

令和6年10月末時点において、外国人労働者を雇用している事業所数は746か所、外国人労働者数は3,912人であり、令和5年10月末現在の719か所、3,526人に比べ、27か所（3.8%）増加し、386人（10.9%）の増加となった。

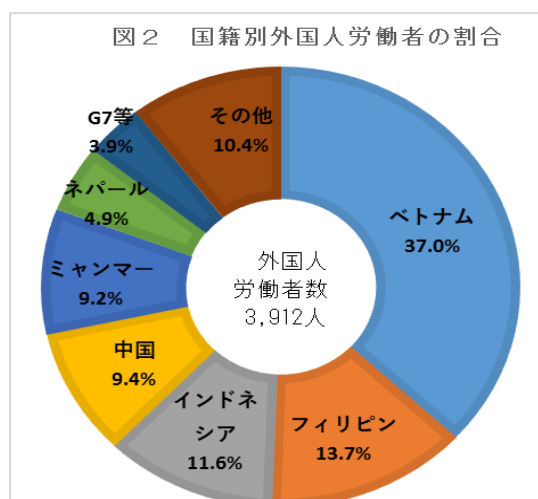
外国人労働者を雇用している事業所数、外国人労働者数とも増加となり、過去最高値となりました。【図1、別表2、参考表】

図1 外国人雇用事業所数・外国人労働者数の推移



2 外国人労働者の属性

- (1) 国籍別にみるとベトナムが最も多く1,446人であり、外国人労働者数全体の37.0%を占めている。次いで、フィリピンが534人(同13.7%)、インドネシアが454人(同11.6%)、中国が367人(同9.4%)の順となっている。



【図2、表2、別表1、参考表】

表2 国籍別外国人労働者の割合

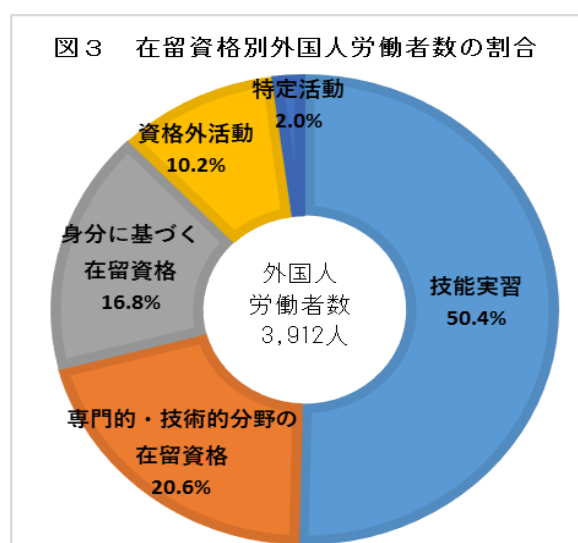
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	構成比	前年比
	合計	3,250	2,968	3,072	3,526		
ベトナム	1,340	1,239	1,136	1,313	1,446	37.0%	110.1%
中国(香港、マカオを含む)	655	539	459	405	367	9.4%	90.6%
フィリピン	416	420	444	451	534	13.7%	118.4%
ネパール	37	58	161	197	193	4.9%	98.0%
インドネシア	180	135	239	362	454	11.6%	125.4%
韓国	84	69	67	61	58	1.5%	95.1%
ミャンマー	131	126	150	256	358	9.2%	139.8%
G7等	152	154	155	149	154	3.9%	103.4%
その他	255	228	261	332	348	8.9%	104.8%

- (2) 在留資格別にみると、

「技能実習」が最も多く1,971人で、外国人労働者全体の50.4%を占めている。次いで、「専門的・技術的分野の在留資格※2」が804人で20.6%であり、「身分に基づく在留資格※1」が658人で16.8%となっている。

【図3、表3、別表1、参考表】

なお、「専門的・技術的分野の在留資格」のうち、平成31年度に創設された在留資格「特定技能」の外国人労働者数は427人となっている。【別表9】



※1 「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

※2 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

表3 在留資格別外国人労働者数の推移

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年	
						構成比	前年比
合計	3,250	2,968	3,072	3,526	3,912	100.0%	110.9%
専門的・技術的分野の在留資格	409	431	528	694	804	20.6%	115.9%
特定活動	84	88	102	104	80	2.0%	76.9%
技能実習	1,776	1,493	1,474	1,698	1,971	50.4%	116.1%
資格外活動	287	261	318	373	399	10.2%	107.0%
身分に基づく在留資格	694	695	650	657	658	16.8%	100.2%

(3) 国籍別、在留資格別にみると、ベトナムでは「技能実習」の割合が73.2%を占めている。

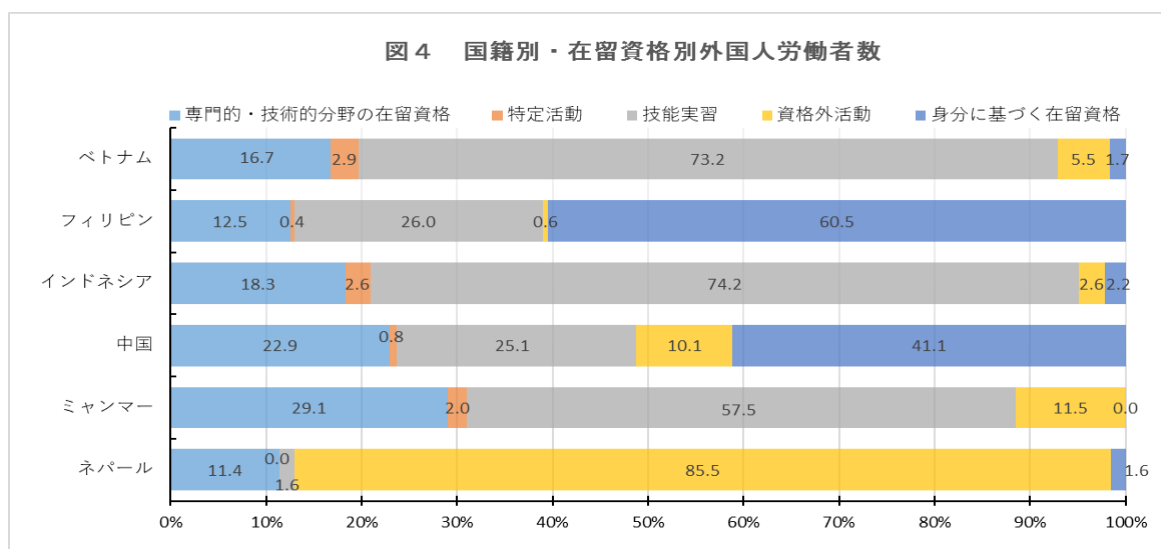
中国では「身分に基づく在留資格」の割合が41.1%、次いで「技能実習」25.1%となっている。

フィリピンでは「身分に基づく在留資格」の割合が60.5%を占めており、その内訳をみると「永住者」の割合がフィリピン全体の43.1%となっている。

G7等※3では「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が72.1%を占めている。

インドネシア、ミャンマーでは「技能実習」の割合が高くそれぞれ74.2%、57.5%を占めており、ネパールは「資格外活動」の割合が85.5%を占めている。

【別表1】



※3 G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別の割合をみると、「製造業」が24.5%、「卸売業、小売業」が13.3%、「宿泊業、飲食サービス業」が13.1%の順となっている。

各産業の占める割合をみると、「製造業」は前年同期比で2.3%減少し、「卸売業、小売業」は同0.1%減少、「宿泊業、飲食サービス業」は同0.6%増加となっている。「建設業」の占める割合は前年同期比で1.7%増加している。

【図5、表5、別表4、参考表】

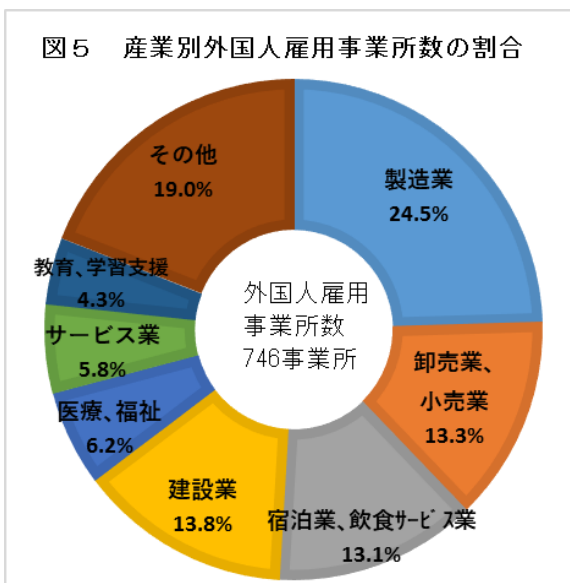


表5 産業別外国人雇用事業所数の割合

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年	
						構成比	前年比
合計	716	710	683	719	746	100.0%	103.8%
建設業	58	62	68	87	103	13.8%	118.4%
製造業	202	201	190	193	183	24.5%	94.8%
卸売業、小売業	104	104	93	96	99	13.3%	103.1%
宿泊業、飲食サービス業	81	87	89	90	98	13.1%	108.9%
教育、学習支援	41	40	38	32	32	4.3%	100.0%
医療、福祉	45	41	40	44	46	6.2%	104.5%
サービス業(他に分類されない)	38	38	33	38	43	5.8%	113.2%
その他	147	137	132	139	142	19.0%	102.2%

(2) 事業所規模別の割合をみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所数全体の56.0%を占めている。

「30人未満」規模の事業所について事業所の総数、全体に占める割合ともに増加しており、小規模事業所での雇用傾向が強い状況にあります。

【図6、表6、別表8、参考表】

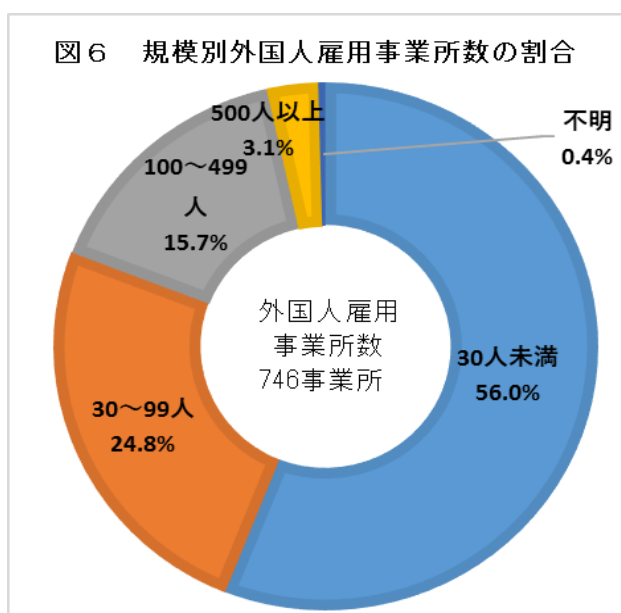


表6 規模別外国人雇用事業所数の割合

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年	
						構成比	前年比
合計	716	710	683	719	746	100.0%	103.8%
30人未満	353	341	370	400	418	56.0%	104.5%
30～99人	184	175	184	180	185	24.8%	102.8%
100～499人	105	107	104	115	117	15.7%	101.7%
500人以上	21	21	23	22	23	3.1%	104.5%
不明	53	66	2	2	3	0.4%	150.0%

4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別の割合をみると、「製造業」で就労する者が最も多く全体の46.7%を占めている。次いで、「卸売業・小売業」が10.2%、「建設業」が8.7%、「宿泊業・飲食サービス業」が7.7%となっており、この4つの産業で外国人労働者数全体の73.3%を占めている。

【図7、表7、別表4、参考表】

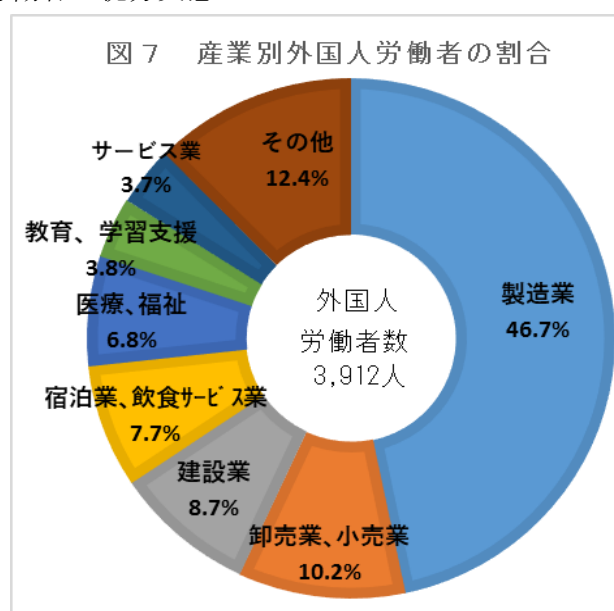


表7 産業別外国人労働者の割合

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和6年	
						構成比	前年比
合計	3,250	2,968	3,072	3,526	3,912	100.0%	110.9%
建設業	179	161	198	276	340	8.7%	123.2%
製造業	1,670	1,484	1,487	1,706	1,828	46.7%	107.2%
卸売業・小売業	275	262	269	318	398	10.2%	125.2%
宿泊業・飲食サービス業	176	207	242	263	301	7.7%	114.4%
教育・学習支援	221	171	147	155	147	3.8%	94.8%
医療・福祉	102	113	156	193	267	6.8%	138.3%
サービス業	160	150	147	139	145	3.7%	104.3%
その他	467	420	426	476	486	12.4%	102.1%

(2) 事業所規模別にみると、

「30人未満」規模事業所で就労する者が最も多く、外国人労働者数全体の39.1%を占める。次いで「100～499人」規模事業所が26.3%、「30～99人」規模事業所が24.0%の順になっている。

なお、外国人労働者数は全ての規模事業所で増加している。

【図8、表8、別表8、参考表】

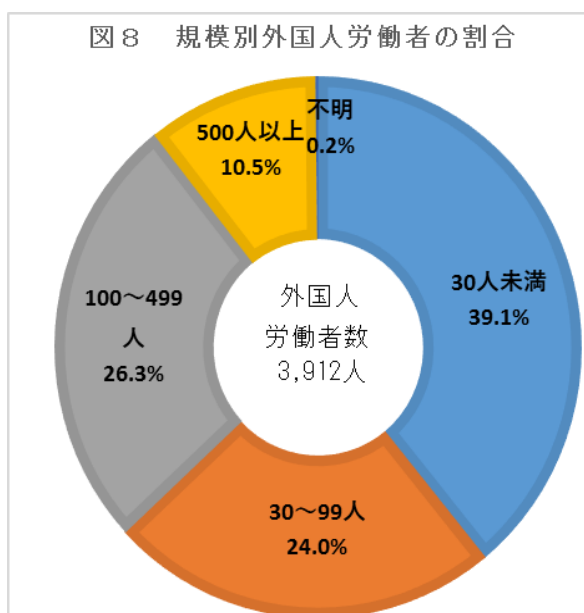


表8 規模別外国人労働者の割合

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	構成比	前年比
合計	3,250	2,968	3,072	3,526	3,912	100.0%	110.9%
30人未満	1,189	1,105	1,178	1,360	1,530	39.1%	112.5%
30～99人	757	686	713	863	937	24.0%	108.6%
100～499人	902	811	888	954	1,028	26.3%	107.8%
500人以上	314	265	291	347	411	10.5%	118.4%
不明	88	101	2	2	6	0.2%	300.0%

「外国人雇用状況」の届出状況表一覧（令和6年10月末時点）

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数(鳥取労働局)

[別表2] 地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表3] 地域別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表5] 地域別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

[別表9] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数
（在留資格「特定技能」に限る）（鳥取労働局）

[参考表] 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移

[別表1] 国籍別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計 (注1)	①専門的・技術的分野の在留資格(注2)			②特定活動 (注3)	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明
		計	うち技術・人文知識・国際業務	うち特定技能			計	うち留学	計	うち永住者	うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者	
全国籍計	3,912	804 (20.6%)	198 (5.1%)	427 (10.9%)	80 (2.0%)	1,971 (50.4%)	399 (10.2%)	359 (9.2%)	658 (16.8%)	446 (11.4%)	155 (4.0%)	5 (0.1%)	52 (1.3%)	0 (0.0%)
ベトナム	1,446 [37.0%]	242 (16.7%)	60 (4.1%)	174 (12.0%)	42 (2.9%)	1,059 (73.2%)	79 (5.5%)	72 (5.0%)	24 (1.7%)	9 (0.6%)	13 (0.9%)	0 (0.0%)	2 (0.1%)	0 (0.0%)
中国 (香港、マカオを含む)	367 [9.4%]	84 (22.9%)	44 (12.0%)	14 (3.8%)	3 (0.8%)	92 (25.1%)	37 (10.1%)	30 (8.2%)	151 (41.1%)	100 (27.2%)	41 (11.2%)	0 (0.0%)	10 (2.7%)	0 (0.0%)
フィリピン	534 [13.7%]	67 (12.5%)	3 (0.6%)	54 (10.1%)	2 (0.4%)	139 (26.0%)	3 (0.6%)	3 (0.6%)	323 (60.5%)	230 (43.1%)	56 (10.5%)	3 (0.6%)	34 (6.4%)	0 (0.0%)
ネパール	193 [4.9%]	22 (11.4%)	16 (8.3%)	3 (1.6%)	0 (0.0%)	3 (1.6%)	165 (85.5%)	152 (78.8%)	3 (1.6%)	2 (1.0%)	1 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
インドネシア	454 [11.6%]	83 (18.3%)	1 (0.2%)	75 (16.5%)	12 (2.6%)	337 (74.2%)	12 (2.6%)	12 (2.6%)	10 (2.2%)	8 (1.8%)	2 (0.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ブラジル	15 [0.4%]	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (100.0%)	12 (80.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	2 (13.3%)	0 (0.0%)
ミャンマー	358 [9.2%]	104 (29.1%)	7 (2.0%)	97 (27.1%)	7 (2.0%)	206 (57.5%)	41 (11.5%)	40 (11.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
韓国	58 [1.5%]	18 (31.0%)	10 (17.2%)	1 (1.7%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	38 (65.5%)	26 (44.8%)	11 (19.0%)	1 (1.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
タイ	36 [0.9%]	1 (2.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	19 (52.8%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (44.4%)	8 (22.2%)	7 (19.4%)	0 (0.0%)	1 (2.8%)	0 (0.0%)
スリランカ	29 [0.7%]	6 (20.7%)	5 (17.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	16 (55.2%)	6 (20.7%)	6 (20.7%)	1 (3.4%)	1 (3.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
ペルー	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 [0.0%]	0 (0.0%)
G7等(注4)	154 [3.9%]	111 (72.1%)	27 (17.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	2 (1.3%)	1 (0.6%)	41 (26.6%)	24 (15.6%)	14 (9.1%)	1 (0.6%)	2 (1.3%)	0 (0.0%)
うちアメリカ	76 [1.9%]	61 (80.3%)	7 (9.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	15 (19.7%)	9 (11.8%)	5 (6.6%)	0 (0.0%)	1 (1.3%)	0 (0.0%)
うちイギリス	24 [0.6%]	16 (66.7%)	2 (8.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	8 (33.3%)	5 (20.8%)	3 (12.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
その他	268 [6.9%]	66 (24.6%)	25 (9.3%)	9 (3.4%)	13 (4.9%)	100 (37.3%)	53 (19.8%)	43 (16.0%)	36 (13.4%)	26 (9.7%)	9 (3.4%)	0 (0.0%)	1 (0.4%)	0 (0.0%)

注1： [] 内は、外国人労働者総数（全国籍計）に対する当該国籍の外国人労働者数の割合を示す。（ ）内は、国籍別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

注2： 「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3： 在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

注4： G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表 2] 地域別外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和 6 年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注 3)	外国人労働者数			構成比 (注 3)
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注 1)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注 2)	
総計	746	25	[3.4%]	100.0%	3,912	71	[1.8%]	100.0%
1 鳥取公共職業安定所	346	16	[4.6%]	46.4%	1,596	49	[3.1%]	40.8%
2 米子公共職業安定所	285	8	[2.8%]	38.2%	1,564	21	[1.3%]	40.0%
3 倉吉公共職業安定所	115	1	[0.9%]	15.4%	752	1	[0.1%]	19.2%

注 1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該各地域の外国人雇用事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注 2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該各地域の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注 3：「構成比」欄は、事業所総数（総計）及び外国人労働者総数（総計）に対する当該地域の事業所数及び外国人労働者数の比率を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表3] 地域別・在留資格別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全在留資格計	①専門的・技術的分野の在留資格（注2）			②特定活動（注3）	③技能実習	④資格外活動		⑤身分に基づく在留資格					⑥不明					
		計	構成比（注1）	うち技術・人文知識・国際業務	うち特定技能	構成比（注1）	構成比（注1）	計	構成比（注1）	うち留学	計	構成比（注1）	うち永住者		うち日本人の配偶者等	うち永住者の配偶者等	うち定住者		
総数	3,912	804	(20.6%)	198	427	80	(2.0%)	1,971	(50.4%)	399	(10.2%)	359	658	(16.8%)	446	155	5	52	0
1 鳥取公共職業安定所	1,596	336	(21.1%)	95	141	14	(0.9%)	780	(48.9%)	197	(12.3%)	175	269	(16.9%)	186	57	1	25	0
2 米子公共職業安定所	1,564	286	(18.3%)	76	169	43	(2.7%)	784	(50.1%)	179	(11.4%)	164	272	(17.4%)	185	64	3	20	0
3 倉吉公共職業安定所	752	182	(24.2%)	27	117	23	(3.1%)	407	(54.1%)	23	(3.1%)	20	117	(15.6%)	75	34	1	7	0

注1：（ ）内は、地域別の外国人労働者総数（全在留資格計）に対する当該在留資格の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注3：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表4] 産業別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和6年10月末時点

（単位：所、人）

	事業所数			構成比 (注4)	外国人労働者数			構成比 (注4)
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)			うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注3)		
全産業計	746	25	[3.4%]	100.0%	3,912	71	[1.8%]	100.0%
A 農業、林業	29	0	[0.0%]	3.9%	113	0	[0.0%]	2.9%
うち 農業	28	0	[0.0%]	3.8%	111	0	[0.0%]	2.8%
B 漁業	37	0	[0.0%]	5.0%	99	0	[0.0%]	2.5%
C 鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	[0.0%]	0.1%	11	0	[0.0%]	0.3%
D 建設業	103	1	[1.0%]	13.8%	340	1	[0.3%]	8.7%
E 製造業	183	4	[2.2%]	24.5%	1,828	22	[1.2%]	46.7%
うち 食料品製造業	49	1	[2.0%]	6.6%	683	7	[1.0%]	17.5%
うち 飲料・たばこ・飼料製造業	3	1	[33.3%]	0.4%	14	9	[64.3%]	0.4%
うち 繊維工業	37	0	[0.0%]	5.0%	420	0	[0.0%]	10.7%
うち 金属製品製造業	10	0	[0.0%]	1.3%	33	0	[0.0%]	0.8%
うち 生産用機械器具製造業	5	0	[0.0%]	0.7%	22	0	[0.0%]	0.6%
うち 電気機械器具製造業	30	1	[3.3%]	4.0%	331	4	[1.2%]	8.5%
うち 輸送用機械器具製造業	8	0	[0.0%]	1.1%	56	0	[0.0%]	1.4%
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1	0	[0.0%]	0.1%	1	0	[0.0%]	0.0%
G 情報通信業	9	0	[0.0%]	1.2%	27	0	[0.0%]	0.7%
H 運輸業、郵便業	11	1	[9.1%]	1.5%	38	1	[2.6%]	1.0%
I 卸売業、小売業	99	2	[2.0%]	13.3%	398	3	[0.8%]	10.2%
J 金融業、保険業	0	0	[0.0%]	0.0%	0	0	[0.0%]	0.0%
K 不動産業、物品賃貸業	5	0	[0.0%]	0.7%	10	0	[0.0%]	0.3%
L 学術研究、専門・技術サービス業	13	0	[0.0%]	1.7%	21	0	[0.0%]	0.5%
M 宿泊業、飲食サービス業	98	1	[1.0%]	13.1%	301	1	[0.3%]	7.7%
うち 宿泊業	33	0	[0.0%]	4.4%	89	0	[0.0%]	2.3%
うち 飲食店	63	1	[1.6%]	8.4%	209	1	[0.5%]	5.3%
N 生活関連サービス業、娯楽業	11	0	[0.0%]	1.5%	17	0	[0.0%]	0.4%
O 教育、学習支援業	32	0	[0.0%]	4.3%	147	0	[0.0%]	3.8%
P 医療、福祉	46	2	[4.3%]	6.2%	267	2	[0.7%]	6.8%
うち 医療業	13	0	[0.0%]	1.7%	42	0	[0.0%]	1.1%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	33	2	[6.1%]	4.4%	225	2	[0.9%]	5.8%
Q 複合サービス事業	5	0	[0.0%]	0.7%	17	0	[0.0%]	0.4%
R サービス業（他に分類されないもの）	43	14	[32.6%]	5.8%	145	41	[28.3%]	3.7%
うち 自動車整備業	4	0	[0.0%]	0.5%	9	0	[0.0%]	0.2%
うち 職業紹介・労働者派遣業	8	7	[87.5%]	1.1%	22	21	[95.5%]	0.6%
うち その他の事業サービス業	20	7	[35.0%]	2.7%	85	20	[23.5%]	2.2%
S 公務（他に分類されるものを除く）	19	0	[0.0%]	2.5%	130	0	[0.0%]	3.3%
T 分類不能の産業	1	0	[0.0%]	0.1%	2	0	[0.0%]	0.1%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該産業の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該産業の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注4：「産業別構成比」欄は、事業所総数（全産業計）及び外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表5] 地域別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）	
			構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)		構成比 (注2)
総数	3,912	340	8.7%	1,828	46.7%	27	0.7%	398	10.2%	301	7.7%	147	3.8%	267	6.8%	145	3.7%
1 鳥取公共職業安定所	1,596	210	13.2%	649	40.7%	14	0.9%	179	11.2%	86	5.4%	104	6.5%	80	5.0%	62	3.9%
2 米子公共職業安定所	1,564	90	5.8%	755	48.3%	13	0.8%	151	9.7%	176	11.3%	37	2.4%	115	7.4%	60	3.8%
3 倉吉公共職業安定所	752	40	5.3%	424	56.4%	0	0.0%	68	9.0%	39	5.2%	6	0.8%	72	9.6%	23	3.1%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、地域別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

[別表6] 在留資格別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全産業計	うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に分類されないもの）	
			構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）		構成比 （注2）
総数	3,912	340	8.7%	1,828	46.7%	27	0.7%	398	10.2%	301	7.7%	147	3.8%	267	6.8%	145	3.7%
①専門的・技術的分野の 在留資格（注3）	804	25	3.1%	261	32.5%	21	2.6%	43	5.3%	66	8.2%	53	6.6%	102	12.7%	24	3.0%
うち技術・人文知識・国際業務	198	9	4.5%	46	23.2%	21	10.6%	19	9.6%	26	13.1%	6	3.0%	5	2.5%	13	6.6%
うち特定技能	427	16	3.7%	205	48.0%	-	0.0%	23	5.4%	17	4.0%	-	0.0%	87	20.4%	11	2.6%
②特定活動（注4）	80	5	6.3%	35	43.8%	-	0.0%	4	5.0%	10	12.5%	-	0.0%	14	17.5%	3	3.8%
③技能実習	1,971	297	15.1%	1,217	61.7%	-	0.0%	212	10.8%	7	0.4%	-	0.0%	59	3.0%	6	0.3%
④資格外活動	399	-	0.0%	31	7.8%	2	0.5%	81	20.3%	168	42.1%	43	10.8%	40	10.0%	23	5.8%
うち留学	359	-	0.0%	19	5.3%	2	0.6%	72	20.1%	159	44.3%	40	11.1%	40	11.1%	18	5.0%
⑤身分に基づく在留資格	658	13	2.0%	284	43.2%	4	0.6%	58	8.8%	50	7.6%	51	7.8%	52	7.9%	89	13.5%
うち永住者	446	7	1.6%	171	38.3%	-	0.0%	41	9.2%	38	8.5%	43	9.6%	38	8.5%	68	15.2%
うち日本人の配偶者等	155	5	3.2%	81	52.3%	1	0.6%	15	9.7%	8	5.2%	7	4.5%	8	5.2%	16	10.3%
うち永住者の配偶者等	5	-	0.0%	3	60.0%	1	20.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	1	20.0%
うち定住者	52	1	1.9%	29	55.8%	2	3.8%	2	3.8%	4	7.7%	1	1.9%	6	11.5%	4	7.7%
⑥不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「構成比」欄は、在留資格別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注3：「①専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能1号・2号」が含まれる。

注4：在留資格「②特定活動」に該当する活動には、外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者等が含まれる。

[別表7] 国籍別・産業別外国人労働者数（鳥取労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	全産業計			うち建設業		うち製造業		うち情報通信業		うち卸売業、小売業		うち宿泊業、 飲食サービス業		うち教育、学習支援業		うち医療、福祉		うちサービス業（他に 分類されないもの）	
	うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)		構成比 (注3)	
全国籍計	3,912	71	1.8%	340	8.7%	1,828	46.7%	27	0.7%	398	10.2%	301	7.7%	147	3.8%	267	6.8%	145	3.7%
ベトナム	1,446	18	1.2%	108	7.5%	1,007	69.6%	1	0.1%	124	8.6%	62	4.3%	4	0.3%	44	3.0%	14	1.0%
中国 (香港、マカオを含む)	367	16	4.4%	6	1.6%	165	45.0%	8	2.2%	31	8.4%	33	9.0%	29	7.9%	25	6.8%	31	8.4%
フィリピン	534	25	4.7%	52	9.7%	227	42.5%	1	0.2%	39	7.3%	24	4.5%	8	1.5%	79	14.8%	54	10.1%
ネパール	193	-	0.0%	-	0.0%	13	6.7%	1	0.5%	36	18.7%	108	56.0%	1	0.5%	12	6.2%	16	8.3%
インドネシア	454	-	0.0%	113	24.9%	139	30.6%	-	0.0%	19	4.2%	4	0.9%	4	0.9%	51	11.2%	2	0.4%
ブラジル	15	3	20.0%	-	0.0%	1	6.7%	1	6.7%	5	33.3%	1	6.7%	-	0.0%	-	0.0%	3	20.0%
ミャンマー	358	2	0.6%	14	3.9%	152	42.5%	1	0.3%	95	26.5%	21	5.9%	-	0.0%	43	12.0%	8	2.2%
韓国	58	1	1.7%	1	1.7%	6	10.3%	-	0.0%	6	10.3%	3	5.2%	12	20.7%	5	8.6%	3	5.2%
タイ	36	-	0.0%	5	13.9%	18	50.0%	-	0.0%	5	13.9%	3	8.3%	-	0.0%	2	5.6%	1	2.8%
スリランカ	29	1	3.4%	-	0.0%	18	62.1%	-	0.0%	5	17.2%	5	17.2%	-	0.0%	1	3.4%	-	0.0%
ペルー	0	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%
G7等(注4)	154	3	1.9%	-	0.0%	3	1.9%	3	1.9%	4	2.6%	10	6.5%	40	26.0%	1	0.6%	9	5.8%
うちアメリカ	76	2	2.6%	-	0.0%	-	0.0%	1	1.3%	1	1.3%	1	1.3%	15	19.7%	1	1.3%	2	2.6%
うちイギリス	24	1	4.2%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%	12	50.0%	-	0.0%	1	4.2%
その他	268	2	0.7%	41	15.3%	79	29.5%	11	4.1%	29	10.8%	27	10.1%	49	18.3%	4	1.5%	4	1.5%

注1：産業分類は、日本標準産業分類（令和5年7月改定）に対応している。

注2：「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該国籍の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「構成比」欄は、国籍別の外国人労働者総数（全産業計）に対する当該産業の外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注4：G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

[別表 8] 事業所規模別・外国人雇用事業所数及び外国人労働者数（鳥取労働局）

令和 6 年10月末時点

（単位：所、人）

		事業所数		構成比 (注4)	外国人労働者数		構成比 (注4)	一事業所あたりの 外国人労働者数	
		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注1)		うち派遣・ 請負事業所	[比率] (注2)		うち派遣・請負 事業所(注3)	
全事業所規模計		746	25 [3.4%]	100.0%	3,912	71 [1.8%]	100.0%	5.2	2.8
事業 所 労 働 者 数	30人未満	418	8 [1.9%]	56.0%	1,530	15 [1.0%]	39.1%	3.7	1.9
	30～99人	185	6 [3.2%]	24.8%	937	13 [1.4%]	24.0%	5.1	2.2
	100～499人	117	11 [9.4%]	15.7%	1,028	43 [4.2%]	26.3%	8.8	3.9
	500人以上	23	- [0.0%]	3.1%	411	- [0.0%]	10.5%	17.9	0.0
	不明	3	- [0.0%]	0.4%	6	- [0.0%]	0.2%	2.0	0.0

注1：「事業所数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び当該事業所規模の事業所数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。

注2：「外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所 [比率]」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数及び当該事業所規模の外国人労働者数に対する労働者派遣・請負事業を行っている事業所に就労している外国人労働者数の割合を示す。割合の数値は小数点第二位を四捨五入している。なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

注3：「一事業所あたりの外国人労働者数」欄中の「うち派遣・請負事業所」欄は、労働者派遣・請負事業を行っている一事業所あたりの外国人労働者数を示す。

注4：「構成比」欄は、事業所総数（全事業所規模計）及び外国人労働者総数（全事業所規模計）に対する当該事業所規模の事業所数及び外国人労働者数の割合を示す。なお、割合の数値は小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

[別表9] 地域別・特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）（鳥取労働局）

令和6年10月末時点

（単位：人）

	特定産業 分野 (注) 計	介護	ビルク リーニン グ	工業製品 製造業	建設	造船・ 船用工業	自動車 整備	航空	宿泊	農業	漁業	飲食料品 製造業	外食業
総数	427	88	5	83	18	0	9	0	5	29	38	147	5
1 鳥取公共職業安定所	141	28	0	70	15	0	3	0	0	0	19	5	1
2 米子公共職業安定所	169	43	3	1	3	0	4	0	0	9	19	85	2
3 倉吉公共職業安定所	117	17	2	12	0	0	2	0	5	20	0	57	2

注： 特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（令和6年法務省令第46号）において定められた16分野をいう。

なお、令和6年9月30日付けで特定技能1号の分野の追加（「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」）及び分野名の変更（「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」から「工業製品製造業」）が行われている。

(参考表) 外国人雇用事業所数及び外国人労働者数の推移 (鳥取労働局) (令和2年～令和6年)

[参考-1] 外国人雇用事業所数・外国人労働者数 (総数)

(単位：所、人)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率	
事業所数	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%	719	5.3%	746	3.8%
うち、派遣・請負	22	0.0%	21	-4.5%	20	-4.8%	27	35.0%	25	-7.4%
外国人労働者数	3,250	4.1%	2,968	-8.7%	3,072	3.5%	3,526	14.8%	3,912	10.9%
うち、派遣・請負	95	0.0%	87	-8.4%	88	1.1%	80	-9.1%	71	-11.3%

注1：事業所数、外国人労働者数ともに、各年10月末時点。

注2：「派遣・請負」欄は、各年10月末現在における労働者派遣・請負事業を行っている事業所数及び事業所に就労している外国人労働者数を示す。

なお、労働者派遣事業等を行っている事業所に就労している外国人労働者のすべてが派遣労働者等であるとは限らない。

[参考-2] 外国人雇用事業所数（産業別）

（単位：所）

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	対前年増減比	対前年増減比	対前年増減比	対前年増減比	対前年増減比	対前年増減比	対前年増減比	対前年増減比		
事業所総数	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%	719	5.3%	746	3.8%
建設業	58	13.7%	62	6.9%	68	9.7%	87	27.9%	103	18.4%
製造業	202	1.5%	201	-0.5%	190	-5.5%	193	1.6%	183	-5.2%
情報通信業	10	11.1%	10	0.0%	8	-20.0%	9	12.5%	9	0.0%
卸売業、小売業	104	15.6%	104	0.0%	93	-10.6%	96	3.2%	99	3.1%
宿泊業、飲食サービス業	81	12.5%	87	7.4%	89	2.3%	90	1.1%	98	8.9%
教育、学習支援業	41	2.5%	40	-2.4%	38	-5.0%	32	-15.8%	32	0.0%
医療、福祉	45	12.5%	41	-8.9%	40	-2.4%	44	10.0%	46	4.5%
サービス業（他に分類されないもの）	38	-2.6%	38	0.0%	33	-13.2%	38	15.2%	43	13.2%
その他	137	3.0%	127	-7.3%	124	-2.4%	130	4.8%	133	2.3%

注1：各年10月末時点。

注2：本表の産業別のデータは、日本標準産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考-3] 外国人雇用事業所数（事業所規模別）

（単位：所）

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
	対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
事業所総数	716	6.4%	710	-0.8%	683	-3.8%	719	5.3%	746	3.8%
30人未満	353	-0.8%	341	-3.4%	370	8.5%	400	8.1%	418	4.5%
30～99人	184	4.0%	175	-4.9%	184	5.1%	180	-2.2%	185	2.8%
100～499人	105	4.0%	107	1.9%	104	-2.8%	115	10.6%	117	1.7%
500人以上	21	-4.5%	21	0.0%	23	9.5%	22	-4.3%	23	4.5%
不明	53	211.8%	66	24.5%	2	-97.0%	2	0.0%	3	50.0%

注：各年10月末時点。

[参考-4] 外国人労働者数（国籍別）

（単位：人）

	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率	令和4年	対前年増減率	令和5年	対前年増減率	令和6年	対前年増減率
外国人労働者総数	3,250	4.1%	2,968	-8.7%	3,072	3.5%	3,526	14.8%	3,912	10.9%
ベトナム	1,340	8.6%	1,239	-7.5%	1,136	-8.3%	1,313	15.6%	1,446	10.1%
中国（香港、マカオを含む）	655	-3.5%	539	-17.7%	459	-14.8%	405	-11.8%	367	-9.4%
フィリピン	416	3.2%	420	1.0%	444	5.7%	451	1.6%	534	18.4%
ネパール	37	54.2%	58	56.8%	161	177.6%	197	22.4%	193	-2.0%
ブラジル	16	-15.8%	16	0.0%	17	6.3%	13	-23.5%	15	15.4%
インドネシア	180	2.3%	135	-25.0%	239	77.0%	362	51.5%	454	25.4%
韓国	84	-5.6%	69	-17.9%	67	-2.9%	61	-9.0%	58	-4.9%
ミャンマー	131	45.6%	126	-3.8%	150	19.0%	256	70.7%	358	39.8%
ペルー	2	-33.3%	2	0.0%	1	-50.0%	1	0.0%	0	-100.0%
G7等	152	-10.6%	154	1.3%	155	0.6%	149	-3.9%	154	3.4%
うちアメリカ	79	-11.2%	86	8.9%	87	1.2%	73	-16.1%	76	4.1%
うちイギリス	17	-5.6%	14	-17.6%	16	14.3%	22	37.5%	24	9.1%
その他	237	1.3%	210	-11.4%	243	15.7%	318	30.9%	333	4.7%

注：各年10月末時点。

[参考-5] 外国人労働者数（在留資格別）

（単位：人）

	令和2年	対前年増減率	令和3年	対前年増減率	令和4年	対前年増減率	令和5年	対前年増減率	令和6年	対前年増減率
外国人労働者総数	3,250	4.1%	2,968	-8.7%	3,072	3.5%	3,526	14.8%	3,912	10.9%
専門的・技術的分野	409	7.1%	431	5.4%	528	22.5%	694	31.4%	804	15.9%
うち技術・人文知識・国際業務	191	11.7%	210	9.9%	203	-3.3%	199	-2.0%	198	-0.5%
うち特定技能	25	400.0%	42	68.0%	149	254.8%	315	111.4%	427	35.6%
特定活動	84	-7.7%	88	4.8%	102	15.9%	104	2.0%	80	-23.1%
技能実習	1,776	3.6%	1,493	-15.9%	1,474	-1.3%	1,698	15.2%	1,971	16.1%
資格外活動	287	13.0%	261	-9.1%	318	21.8%	373	17.3%	399	7.0%
うち留学	260	12.6%	236	-9.2%	290	22.9%	332	14.5%	359	8.1%
身分に基づく在留資格	694	2.2%	695	0.1%	650	-6.5%	657	1.1%	658	0.2%
うち永住者	478	2.8%	476	-0.4%	451	-5.3%	448	-0.7%	446	-0.4%
うち日本人の配偶者	163	1.9%	165	1.2%	143	-13.3%	148	3.5%	155	4.7%
うち永住者の配偶者	5	-37.5%	5	0.0%	7	40.0%	6	-14.3%	5	-16.7%
うち定住者	48	4.3%	49	2.1%	49	0.0%	55	12.2%	52	-5.5%
不明	0	-100.0%	0	—	0	—	0	—	0	—

注1：各年10月末時点。

注2：在留資格「専門的・技術的分野の在留資格」には、在留資格「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職1号・2号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「介護」、「興行」、「技能」、「特定技能」が含まれる。

[参考-6] 外国人労働者数（産業別）

（単位：所）

	令和2年 対前年増減率	令和3年 対前年増減率	令和4年 対前年増減率	令和5年 対前年増減率	令和6年 対前年増減率
外国人労働者総数	3,250 4.1%	2,968 -8.7%	3,072 3.5%	3,526 14.8%	3,912 10.9%
建設業	179 17.8%	161 -10.1%	198 23.0%	276 39.4%	340 23.2%
製造業	1,670 2.9%	1,484 -11.1%	1,487 0.2%	1,706 14.7%	1,828 7.2%
情報通信業	38 5.6%	37 -2.6%	27 -27.0%	22 -18.5%	27 22.7%
卸売業、小売業	275 31.6%	262 -4.7%	269 2.7%	318 18.2%	398 25.2%
宿泊業、飲食サービス業	176 -0.6%	207 17.6%	242 16.9%	263 8.7%	301 14.4%
教育、学習支援業	221 0.5%	171 -22.6%	147 -14.0%	155 5.4%	147 -5.2%
医療、福祉	102 17.2%	113 10.8%	156 38.1%	193 23.7%	267 38.3%
サービス業（他に分類されないもの）	160 -2.4%	150 -6.3%	147 -2.0%	139 -5.4%	145 4.3%
その他	429 -5.3%	383 -10.7%	399 4.2%	454 13.8%	459 1.1%

注1：各年10月末時点。

注2：本表の産業別のデータは、日本産業分類（平成25年10月改定）に対応している。

[参考-7] 特定産業分野別外国人労働者数（在留資格「特定技能」に限る）

（単位：人）

		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年		令和6年	
			対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率		対前年増減率
特定技能計		25	400.0%	42	68.0%	149	254.8%	315	111.4%	427	35.6%
特定産業分野 (注2)	介護	0	-	1	-	22	2100.0%	37	68.2%	88	137.8%
	ビルクリーニング	0	-	0	-	0	-	3	-	5	66.7%
	工業製品製造業(素形材産業)	0	-	0	-	36	3500.0%	96	166.7%	83	-13.5%
	工業製品製造業(産業機械製造業)	0	-	0	-						
	工業製品製造業(電気・電子情報関連産業)	1	0.0%	1	0.0%						
	建設	1	0.0%	1	0.0%	8	700.0%	17	112.5%	18	5.9%
	造船・船用工業	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	自動車整備	0	-	0	-	3	-	8	166.7%	9	12.5%
	航空	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
	宿泊	0	-	1	-	1	0.0%	1	0.0%	5	400.0%
	農業	0	-	3	-	13	333.3%	26	100.0%	29	11.5%
	漁業	1	0.0%	1	0.0%	6	500.0%	20	233.3%	38	90.0%
	飲食料品製造業	20	300.0%	32	60.0%	59	84.4%	101	71.2%	147	45.5%
外食業	2	0.0%	2	0.0%	1	-50.0%	6	500.0%	5	-16.7%	

注1：各年10月末時点。

注2：特定産業分野とは、出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の特定技能の項の下欄に規定する産業上の分野等を定める省令（令和6年法務省令第46号）において定められた16分野をいう。

注3：令和6年9月30日付けで特定技能1号の分野の追加（「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」）及び分野名の変更（「素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業」から「工業製品製造業」）が行われている。